

教育振興に関する大綱の策定について

1 大綱とは（H26. 7. 17 文部科学省初等中等教育局長通知）

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3～4 （略）

2 策定の考え方

- 知事と教育委員会が政策の方向性を共有し、一致して教育行政の執行に当たることができるよう、知事公約、長期計画等との整合を図る。
- 教育委員会所管分野のみでなく、文化、スポーツ等の知事部局所管分野も対象にする。
- 本案の検討に当たっては、教育委員会及び知事部局関係課に加え、外部有識者（学識経験者、学校関係者、P T A関係者）により構成する検討班を設置し協議。
- 期間は、知事の任期に合わせて4年間（平成27～30年度）

3 大綱（案）の構成

（1）標 題

「愛媛県教育振興に関する大綱」

〔副題〕 ～ 愛顔でつなぐ学びの未来 ～

（2）前 文

長期計画長期ビジョン編の「目指すべき将来像」を基礎として、教育の観点から調整。

(3) 本文

- ① 教育の観点から、6つの振興方針に整理し、それぞれ「在るべき姿」、「課題」、「目指す方向」について記述。
- ② 項目の順序については、直接に教育の効果を求めるものではなく、教育に係る環境についての項目を先に掲げた。
- ③ 振興方針案

1 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

学校・家庭・地域の連携、大学等との連携、保育所等との交流・共同研究、私立学校の支援 等

2 安全・安心な教育環境の整備

学校耐震化、防災士取得など教員の資質向上、防災教育・交通安全教育の推進 等

3 未来を拓く子どもたちの育成

確かな学力の定着・向上、体験活動の充実、道德教育、キャリア教育、豊かな人間性や健康・体力の育成、教職員の知識・能力向上 等

4 特別支援教育の充実

教職員の資質向上、一人ひとりの障害の状態等に応じた指導・支援の充実、キャリア教育、障害のある子どもとない子どもの相互理解 等

5 人権・同和教育の推進と児童生徒の健全育成

いじめ、不登校、相談・学校支援体制の充実、児童虐待への対応 等

6 生涯学習の推進と文化・スポーツの振興

生涯学習環境の整備、文化・芸術・スポーツに親しめる環境づくり、文化財の活用、トップアスリートの育成支援 等